

令和5年5月

## 飯田市議会第2回定例会

### 新旧対照表

議案第53号 飯田市税条例の一部を改正する条例（案）

議案第54号 飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例並びに飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

議案第55号 飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

議案第56号 飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例（案）

議案第57号 飯田市未熟児養育医療費用徴収条例の一部を改正する条例（案）

議案第58号 飯田市水道条例の一部を改正する条例（案）

議案第59号 飯田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

## 飯田市税条例新旧対照表（最終 令和5年3月31日飯田市条例第21号）

改正後（案）	現行
<p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第34条の9 （略）</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付すべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 （略）</p> <p><u>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与</u></p>	<p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第34条の9 （略）</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の2 （略）</p>

改正後（案）	現行
<p><u>所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p>3 <u>第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>4 <u>第1項及び前項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>5 給与所得者は、<u>第1項及び第3項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p>	<p>2 <u>前項</u>又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>前項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>前2項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 給与所得者は、<u>第1項及び第2項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p>

改正後（案）	現行
<p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>（個人の市民税の徴収の方法等）</p> <p>第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除く外、普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u></p> <p>（市民税の納税通知書）</p> <p>第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、<u>個人の県民税額及び森林環境税額の合算額</u>（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。</p> <p>（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p>	<p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>（個人の市民税の徴収の方法）</p> <p>第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によつて特別徴収の方法による場合を除く外、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（市民税の納税通知書）</p> <p>第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額<u>及び県民税額の合算額</u>（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあつては特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。</p> <p>（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p>

改正後（案）	現行
<p>第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く、以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の納税義務者について当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与</p>	<p>第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものを除く、以下この条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の納税義務者について当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者か</p>

改正後（案）	現行
<p>所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合で、その事情がやむを得ないと認められるときは、市長は当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し、給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が、当該給与所得者に対して新たに給与の支払いをする者となつた者（所得税法第183条の規定により給与の支払いをする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る、以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払いをする者から、給与の支払いを受けなくなつた日の属する月の翌月の10日（その支払いを受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限り</p>	<p>ら給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合で、その事情がやむを得ないと認められるときは、市長は当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し、給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が、当該給与所得者に対して新たに給与の支払いをする者となつた者（所得税法第183条の規定によつて給与の支払いをする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る、以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によつて従前の給与の支払いをする者から、給与の支払いを受けなくなつた日の属する月の翌月の10日（その支払いを受けなくなつた日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法によつて徴収することが困難であると市長が認める</p>

改正後（案）	現行
<p>でない。</p> <p>6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払いを受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払いがされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>	<p>ときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法によつて個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払いを受けないこととなり、かつ、その理由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（前日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払いがされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに普通徴収の方法によつて徴収するものとする。</p>

改正後（案）	現行
<p>2 法第321条の6第1項の<u>通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）</u>において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は法第17条の2の2第1項第2号に規定する<u>市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u></p> <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により</p>	<p>2 法第321条の6第1項の<u>通知によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）</u>において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は法第17条の2の規定によつて当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）</p> <p>第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割</p>

改正後（案）	現行
<p>特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来す</p>	<p>額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以</p>

改正後（案）	現行
<p>る同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したもの</u>とみなす。</p> <p>附 則</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の</p>	<p>後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、<u>当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>附 則</p> <p>（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の</p>

改正後（案）	現行
<p>納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p> <p>第15条の2 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p>	<p>納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p> <p>第15条の2 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 （略）</p> <p>2 （略）市</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）</p>

改正後（案）	現行
<p>第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなか</p>	<p>第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなか</p>

改正後（案）	現行
つたものとみなす。 3 （略）	つたものとみなす。 3 （略）

飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例並びに飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条関係 飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（最終 令和5年3月27日飯田市条例第7号）

改正後（案）	現行
<p>（保育の内容）</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>（保育の内容）</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>

第2条関係 飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（最終 令和5年3月27日飯田市条例第8号）

改正後（案）	現行
<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定地域型保育の取扱方針）</p> <p>第45条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針</p> <p>2 （略）</p> <p>（特定地域型保育の取扱方針）</p> <p>第45条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>

飯田市国民健康保険税条例新旧対照表（最終 令和4年6月27日飯田市条例第17号）

改正後（案）	現行
<p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4（略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>（1）（略）</p>	<p>（課税額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4（略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>（1）（略）</p>

改正後（案）	現行
<p>(2) 第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～オ （略）</p> <p>(3) 第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～オ （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例</p>	<p>(2) 第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～オ （略）</p> <p>(3) 第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～オ （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例</p>

改正後（案）	現行
<p>対象被保険者等をいう。<u>第24条の2第1項</u>において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。</p> <p>（特例対象被保険者等に係る申告）</p> <p>第24条の2（略）</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1（略）</p>	<p>対象被保険者等をいう。<u>第24条の2</u>において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。</p> <p>（特例対象被保険者等に係る申告）</p> <p>第24条の2（略）</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）<u>その他の特例対象被保険者等であること</u>の事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1（略）</p>

改正後（案）	現行
<p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第23条</u>の規定の適用については、<u>同条第1項中</u>「<u>法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額</u>」とあるのは「<u>法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額</u>」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「<u>法第314条の2第2項</u>」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及</p>	<p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、<u>同条中</u>「<u>法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額</u>」とあるのは「<u>法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額</u>」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「<u>法第314条の2第2項</u>」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中</p>

改正後（案）	現行
<p>び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>

改正後（案）	現行
<p>5 （略）</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条の規定の適用</u>については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条の規定の適用</u>については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条</p>	<p>5 （略）</p> <p>（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項の規定の適用</u>については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項の規定の適用</u>については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、</p>

改正後（案）	現行
<p>第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条の規定の適用</u>については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑</p>	<p>「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項の規定の適用</u>については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑</p>

改正後（案）	現行
<p>所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>10・11 （略）</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計</p>	<p>所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>10・11 （略）</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計</p>

改正後（案）	現行
<p>額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約</p>	<p>合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約</p>

改正後（案）	現行
<p>適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>14・15 （略）</p>	<p>適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>14・15 （略）</p>

飯田市福祉医療費給付金条例新旧対照表（最終 令和3年3月25日飯田市条例第5号）

改正後（案）	現行
<p>（給付金の額）</p> <p>第5条 市長が支給する給付金の額は、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき算定した療養の給付等に要した費用の額から次の各号に掲げる額を控除した額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく療養の給付等に要する費用の請求のために保険医療機関等又は被保険者等が作成した次に掲げる書類1枚当たり500円。ただし、当該書類1枚に係る療養の給付等について算出した給付金の額が500円に満たない額である場合は、当該満たない額</p> <p>ア 支給対象者が保険医療機関等において療養の給付等を受けた場合において保険協力医療機関等が作成する次に掲げる書類</p> <p>(ア) <u>療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令</u>（昭和51年厚生省令第36号）に規定する診療報酬明細書及び調剤報酬明細書</p> <p>(イ) <u>訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令</u>（平成4年厚生省令第5号）に規定する訪問看護療養費明細書</p> <p>イ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（給付金の額）</p> <p>第5条 市長が支給する給付金の額は、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき算定した療養の給付等に要した費用の額から次の各号に掲げる額を控除した額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく療養の給付等に要する費用の請求のために保険医療機関等又は被保険者等が作成した次に掲げる書類1枚当たり500円。ただし、当該書類1枚に係る療養の給付等について算出した給付金の額が500円に満たない額である場合は、当該満たない額</p> <p>ア 支給対象者が保険医療機関等において療養の給付等を受けた場合において保険協力医療機関等が作成する次に掲げる書類</p> <p>(ア) <u>療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令</u>（昭和51年厚生省令第36号）に規定する診療報酬明細書及び調剤報酬明細書</p> <p>(イ) <u>訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令</u>（平成4年厚生省令第5号）に規定する訪問看護療養費明細書</p> <p>イ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

改正後（案）	現行
<p>(受給者証の提示)</p> <p>第7条 支給対象者は、協力医療機関等で療養の給付等を受けようとするときは、その都度、<u>医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく電子資格確認等(次項において「電子資格確認等」という。)</u>により被保険者等であることの確認を受けるとともに当該協力医療機関等に対し受給者証を提示しなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、支給対象者のうち、出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるものは、長野県の区域に存する保険医療機関等で療養の給付等を受けようとするときは、その都度、<u>電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けるとともに当該保険医療機関等に対し受給者証を提示しなければならない。</u></p> <p>(支給申請)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 支給対象者が前条第1項の規定により協力医療機関等<u>に対し</u>受給者証を提示して療養の給付等を受けた場合であって、市長が規則で定めるところによりあらかじめ届出を行った場合においては、次条第2項第2号の規定による通知があったことをもって、前項の規定による申請があったものとみなす。</p> <p>3 支給対象者が前条第2項の規定により保険医療機関等<u>に対し</u>受給者証を提示して療養の給付等を受けた場合においては、当該保険医療機関等から市長に対して行われる当該療養の給付等に係る費用額その他給付金の算定に必要な事項の通知をもって、第1項の規</p>	<p>(受給者証の提示)</p> <p>第7条 支給対象者は、協力医療機関等で療養の給付等を受けようとするときは、その都度、<u>被保険者等であることを証する書面(以下「被保険者証等」という。)</u>とともに当該協力医療機関等に対し受給者証を提示しなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、支給対象者のうち、出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるものは、長野県の区域に存する保険医療機関等で療養の給付等を受けようとするときは、その都度、<u>被保険者証等とともに当該保険医療機関等</u>に対し受給者証を提示しなければならない。</p> <p>(支給申請)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 支給対象者が前条第1項の規定により協力医療機関等<u>で被保険者証等とともに</u>受給者証を提示して療養の給付等を受けた場合であって、市長が規則で定めるところによりあらかじめ届出を行った場合においては、次条第2項第2号の規定による通知があったことをもって、前項の規定による申請があったものとみなす。</p> <p>3 支給対象者が前条第2項の規定により保険医療機関等<u>で被保険者証等とともに</u>受給者証を提示して療養の給付等を受けた場合においては、当該保険医療機関等から市長に対して行われる当該療養の給付等に係る費用額その他給付金の算定に必要な事項の通知を</p>

改正後（案）	現行
定による申請があったものとみなす。 4 （略）	もって、第1項の規定による申請があったものとみなす。 4 （略）

飯田市未熟児養育医療費用徴収条例新旧対照表（最終 平成24年飯田市条例第44号）

改正後（案）	現行
<p data-bbox="248 347 383 379">（費用の額）</p> <p data-bbox="203 400 1070 571">第3条 前条の規定により徴収する費用の額は、母子保健法施行令（昭和40年政令第385号）第2条の規定により<u>内閣総理大臣</u>が定める法第21条の4第1項の規定による徴収金の額の基準に基づき、市長が規則で定める額とする。</p>	<p data-bbox="1140 347 1274 379">（費用の額）</p> <p data-bbox="1099 400 1966 571">第3条 前条の規定により徴収する費用の額は、母子保健法施行令（昭和40年政令第385号）第2条の規定により<u>厚生労働大臣</u>が定める法第21条の4第1項の規定による徴収金の額の基準に基づき、市長が規則で定める額とする。</p>

飯田市水道条例新旧対照表（最終 令和3年12月24日飯田市条例第35号）

改正後（案）	現行
<p data-bbox="248 347 327 379">（料金）</p> <p data-bbox="203 400 1070 480">第25条 専用給水装置に係る料金は、1月につき、次の表に定める基本料金と従量料金との合計額とする。</p> <p data-bbox="248 501 416 533">【別記 参照】</p> <p data-bbox="203 553 1070 633">2 給水装置を設置しないで臨時に給水した場合の料金は、1立方メートルにつき<u>277円</u>とする。</p> <p data-bbox="203 654 327 686">3 （略）</p>	<p data-bbox="1140 347 1218 379">（料金）</p> <p data-bbox="1095 400 1962 480">第25条 専用給水装置に係る料金は、1月につき、次の表に定める基本料金と従量料金との合計額とする。</p> <p data-bbox="1140 501 1308 533">【別記 参照】</p> <p data-bbox="1095 553 1962 633">2 給水装置を設置しないで臨時に給水した場合の料金は、1立方メートルにつき<u>235円</u>とする。</p> <p data-bbox="1095 654 1218 686">3 （略）</p>

## 【別記】

改正後（案）

用途	基本料金			従量料金（1 m <sup>3</sup> につき）			
	使用水量	口径	料金	口径	従量区分	料金	
一般・営業用	8 m <sup>3</sup> 以下	13mm	<u>1,320円</u>	13mm	9 m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>183円</u>	
		20mm	<u>1,727円</u>	20mm			
		25mm	<u>2,464円</u>	25mm	21m <sup>3</sup> 以上の部分	<u>200円</u>	
			40mm	<u>5,929円</u>	40mm	1 m <sup>3</sup> 以上の部分	<u>200円</u>
			50mm	<u>9,130円</u>	50mm		
			75mm	<u>21,934円</u>	75mm		
			100mm	<u>37,125円</u>	100mm		
公衆浴場用		13mm	<u>643円</u>	13mm	1 m <sup>3</sup> 以上の部分	<u>56円</u>	
		20mm	<u>711円</u>	20mm			
		25mm	<u>993円</u>	25mm			
		40mm	<u>2,695円</u>	40mm			
		50mm	<u>5,525円</u>	50mm			
(備考) (略)							

現行

用途	基本料金			従量料金 (1 m <sup>3</sup> につき)		
	料金	使用水量	口径	料金	口径	従量区分
一般・営業用	8 m <sup>3</sup> 以下	13mm	<u>1,116円</u>	13mm	9 m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> 以下の部分	<u>155円</u>
		20mm	<u>1,463円</u>	20mm		
		25mm	<u>2,085円</u>	25mm	21m <sup>3</sup> 以上の部分	<u>170円</u>
		40mm	<u>5,028円</u>	40mm	1 m <sup>3</sup> 以上の部分	<u>170円</u>
		50mm	<u>7,738円</u>	50mm		
		75mm	<u>18,590円</u>	75mm		
		100mm	<u>31,460円</u>	100mm		
	公衆浴場用		13mm	<u>545円</u>	13mm	1 m <sup>3</sup> 以上の部分
20mm			<u>603円</u>	20mm		
25mm			<u>842円</u>	25mm		
40mm			<u>2,284円</u>	40mm		
50mm			<u>4,683円</u>	50mm		
(備考) (略)						

## 飯田市下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（最終 令和元年12月26日飯田市条例第45号）

改正後（案）	現行
別表第1（第2条関係） 【別記 参照】	別表第1（第2条関係） 【別記 参照】

## 【別記】

## 改正後（案）

処理区名	排水区分	全体計画区域	全体計画区域面積	全体計画処理人口	全体計画1日最大処理能力
飯田処理区	汚水及び雨水	下水道法の規定に基づいて定めた左欄の処理区に係る事業計画に定める区域	汚水2,958ヘクタール 雨水2,795ヘクタール	71,450人	49,000立方メートル
竜丘処理区	汚水	同上	248ヘクタール	4,560人	3,200立方メートル
川路処理区	汚水	同上	130ヘクタール	1,810人	1,300立方メートル
和田処理区	汚水	同上	38ヘクタール	770人	900立方メートル

現行

処理区名	排水区分	全体計画区域	全体計画区域面積	全体計画処理人口	全体計画1日最大処理能力
飯田処理区	汚水及び雨水	下水道法の規定に基づいて定めた左欄の処理区に係る事業計画に定める区域	汚水2,955ヘクタール 雨水2,795ヘクタール	<u>76,900人</u>	49,000立方メートル
竜丘処理区	汚水	同上	248ヘクタール	<u>5,900人</u>	3,200立方メートル
川路処理区	汚水	同上	130ヘクタール	<u>2,240人</u>	1,300立方メートル
和田処理区	汚水	同上	38ヘクタール	<u>1,300人</u>	900立方メートル